

Q&Aについて

公立学校共済組合岡山支部
一般財団法人岡山県教育職員互助組合

目次【全7頁】

※ 各項目をクリックすると該当ページに移動します。

Q1

定年退職者の退職時の年金の手続きはどうすればよいか？

Q2

早期退職者(一般組合員)の退職時の年金の手続きはどうすればいいですか？

Q3

フルタイムの再任用職員を退職します。退職時の年金の手続きはどうすればいいですか？

Q4

フルタイムの再任用職員として勤務していますが、
4月から短時間勤務の再任用職員に勤務形態が変わります。年金の手続きは何か必要ですか？

Q5

退職後、共済組合の任意継続組合員になる場合も公的年金制度に加入する必要がありますか？

Q6

退職後、引っ越しをして住所に変更があった場合、届出は必要ですか？

Q7

繰上げ支給をするとどうなりますか、不利になりますか？

Q8

定年退職後、再任用職員として再就職し、再退職した場合、
雇用保険の失業給付を受給すると年金はどうなりますか？

2

Q9

定年退職後、仕事をしながらでも、年金はもらえますか？

2. 年金Q&A(よくある質問)

Q1

定年退職者の退職時の年金の手続きはどうすればよいか？

A1

定年退職後の勤務等の状況に異なります。下記を参考ください。

【再任用職員(フルタイム)・任期付採用職員(常勤に限る)として勤務される方】

➡ 引き続き共済組合の一般組合員になるため、年金についての手続きは、不要です。

【『上記以外の方』(再就職しない・臨時的任用職員(常勤講師等)・再任用職員(短時間)・民間企業へ再就職・非常勤講師として勤務する方など)】

➡ 定年退職時に年金待機者登録(※1)を行うため、「退職(転出)届書」(※2)と「履歴書」を福利課まで提出してください。

(※1)年金待機者登録とは、将来の年金を受け取るために必要な情報(組合員期間と給料等)を登録することです。

(※2)退職時の手続きは、手続き支援システム「手続ナビ」を使って書類を作成してください。
「おかやま教職員福利厚生ネット」→「マイページへログイン」→「手続ナビ」→「退職・再就職・種別変更」

Q2

早期退職者(一般組合員)の退職時の年金の手続きはどうすればいいですか？

退職時に年金待機者登録(※1)を行うため、「退職(転出)届書」(※2)と「履歴書」を福利課まで提出してください。(※1,2)の詳細は、Q1(A1)をご参照ください。

なお、20歳以上60歳未満の方は、必ず公的年金制度に加入する必要があるため、早期退職後、再就職しない方や再就職しても勤務時間数等が少ないため、厚生年金保険に加入しない方は、次の①または②のいずれかの手続きが別途必要です。

A2

- ① 配偶者の被扶養者になる(配偶者の勤務先で被扶養者認定手続きを行う)
- ② 国民年金に加入する(居住地の市区町村の国民年金担当窓口で手続きを行う)

※ 次の場合には、手続きが異なりますので、ご確認ください。

◎ 県内の学校にて任期付採用職員(常勤に限る)として勤務される等引き続き、公立学校共済組合岡山支部の一般組合員となる場合

➡ 手続きは、不要です。

Q3

フルタイムの再任用職員を退職します。退職時の年金の手続きはどうすればいいですか？

A3

退職時に「退職(転出)届書」(※2)と「履歴書」を福利課まで提出してください。
(※2)の詳細は、Q1(A1)をご参照ください。

Q4

フルタイムの再任用職員として勤務していますが、4月から短時間勤務の再任用職員に勤務形態が変わります。年金の手続きは何か必要ですか？

A4

共済組合の~~一~~般組合員の資格は喪失することになるため、手続きが必要です。
手続きの内容はフルタイムの再任用職員を退職する場合と同じです。
Q3をご参照ください。
(「退職時」を「資格喪失時」と読み替えてください)

Q5

退職後、共済組合の任意継続組合員になる場合も公的年金制度に加入する必要がありますか？

A5

任意継続組合員制度は、医療保険のみ適用であり、年金制度の適用がないため、60歳未満の方は、国民年金への加入手続きが別途必要です。居住地の市区町村の国民年金窓口にて加入手続きを行ってください。(保険料要)

Q6

退職後、引っ越しをして住所に変更があった場合、届出は必要ですか？

A6

住所変更の時期によって次のとおり届出の要否が異なります。

◎ 退職後すぐに住所を変更する場合(退職時)

➡ 退職時に提出する「退職(転出)届書」に新住所を記載してください。

◎ 年金の受給が始まるまでの間(年金待機者)に、住所に変更があった場合

➡ 年金待機者の期間に住所変更があった場合は、「年金待機者異動報告書」を公立学校共済組合本部(東京)に提出してください。

※「年金待機者異動報告書」は、公立学校共済組合本部のホームページからダウンロードして、ご使用ください。

◎ 年金の受給が始まった後(年金受給者)に、住所に変更があった場合

➡ 住民基本台帳ネットワークシステム(市町村⇄共済組合)を利用して登録の住所が変更されるため、届出は、原則不要です。ただし、変更作業に時間を要するため、必ず郵便局で郵送物の転送の手続きを行ってください。

なお、以下に該当する方は、届出が必要。

①外国に居住 ②成年後見を受けている ③年金請求後、概ね1年以内に住所を変更した場合

Q7

繰上げ支給をするとどうなりますか、不利になりますか？

A7

繰上げ支給をした場合、年金を早く受給することができますが、繰り上げる期間に応じて年金額は減額されます。

主な注意点や計算例等については、eラーニング資料 2 長期給付(年金)制度についての 5. 年金の繰上げ支給 を参照ください。

Q8

定年退職後、再任用職員として再就職し、再退職した場合、雇用保険の失業給付を受給すると年金はどうなりますか？

A8

特別支給の老齢厚生年金を受給している方が失業給付を受給する場合、特別支給の老齢厚生年金の支給が停止されます(経過職域加算額は支給停止とはなりません)。

詳細は、eラーニング資料 2 長期給付(年金)制度についての 8. 雇用保険(失業保険)と年金 を参照ください。

Q9

定年退職後、仕事をしながらでも、年金はもらえますか？

A9

年金を受給している方が、**再就職先で厚生年金保険に加入した場合は、その就職先から受ける賃金と年金(月額)の合計額が、一定の基準額を超えると年金の全部または一部に支給停止がかかります。**

年金が減額されるかどうかは、厚生年金保険の加入の有無により異なりますので、再就職先にご確認ください。

基準額や計算例等については、eラーニング資料 2 長期給付(年金)制度についての 7. 再就職と年金 を参照ください。